

事務連絡
平成21年7月30日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室長
厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について

標記については、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について」(平成21年6月18日事務連絡)により連絡したところであるが、7月請求時の状況をみると勧奨等が不十分な都道府県が未だに存在することから、社会保険診療報酬支払基金理事長及び国民健康保険中央会長に対し、別途下記について連絡しているので、ご了知の上、指導されるようお願い致します。また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する指導等について」(平成21年7月10日事務連絡)の記の2に示したとおり、地方厚生(支)局においては、社会保険診療報酬支払基金支部及び都道府県国民健康保険団体連合会との都道府県ごとの連絡会議を7月中旬を目途に開催することとしていますが、未開催の都道府県を管轄する地方厚生(支)局におかれでは速やかに開催されるよう願い致します。

記

1 個別リストの作成

6月18日付け事務連絡の記の1に示した個別リスト（以下「個別リスト」という。）の作成に向けて、現在、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において、6月請求分においてオンライン請求していない保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について、それぞれが把握している現状（状況届により把握した状況、支払基金支部や国保連による勧奨結果など）を突合し、支払基金支部と国保連との間で齟齬が生じないよう正確な統一リ

ストを7月上旬を目途に作成することとなっていた。

支払基金の調査によると、都道府県ごとのリストの作成状況は別添1のとおりとなっている。支払基金支部と国保連の間の調整が終わっていない都道府県にあっては、6月18日付け事務連絡の記の2に示した方法に従って早急に現状を突合、整理し、調整済みのリストを作成すること。また、7月29日のレセプトオンライン化推進連絡会議において確認されたように、別添1において調整済みとされている都道府県についても、※が付されている都道府県は支払基金支部と国保連のリストが一致していないと考えられることから、当該都道府県においては、リストを再度精査し、調整を行うこと。

2 8月請求分に係る状況届の回収

8月請求分において状況届を提出する必要のある全ての保険医療機関等から確実に状況届を回収すること。

特に、5月請求、6月請求及び7月請求の3か月間1度も提出のない保険医療機関等については、重点的に勧奨を実施し、確実に状況届を回収すること。

なお、7月請求時の状況届において、未回収の件数が多いにもかかわらず勧奨が不十分と考えられる支払基金支部又は国保連は、別添2の①及び別添3の①のとおりである。該当する支払基金支部又は国保連においては、勧奨の強化・徹底を図られたい。

3 オンライン請求に向けた取組が不十分な保険医療機関等への重点的な勧奨

(1) レセプト電算処理システムの申込み予定がない保険医療機関等への重点的な勧奨

7月請求時の状況届においてレセプト電算処理システム(以下「レセ電」という。)の申込み予定がないと回答した保険医療機関等に対しては、6月25日のレセプトオンライン化推進連絡会議において確認しているとおり、毎月原則として複数回の勧奨を行うこと。

なお、7月請求時の状況届において、レセ電の申込み予定がないと回答した件数が多いにもかかわらず勧奨が不十分と考えられる支払基金支部又は国保連は、別添2の②及び別添3の②のとおりである。該当する支払基金支部又は国保連においては、勧奨の強化・徹底を図られたい。

(2) オンラインの回線敷設・代行送信申込みの予定がない保険医療機関等への重点的な勧奨

7月請求時の状況届においてオンラインの回線敷設・代行送信の申込み予定がないと回答した保険医療機関等に対しては、6月25日のレセプトオンライン化推進連絡会議において確認しているとおり、毎月原則として複数回の勧奨を行うこと。

なお、7月請求時の状況届において、オンラインの回線敷設・代行送信の申込み予定がないと回答した件数が多いにもかかわらず勧奨が不十分と考えられる支払基金支

部又は国保連は、別添3の③のとおりである。該当する支払基金支部又は国保連においては、勧奨の強化・徹底を図られたい。

(3) 審査支払機関から複数回の勧奨を行っても改善の見られない保険医療機関等については、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対する勧奨等について」(平成21年6月18日付け事務連絡)により連絡したとおり、地方厚生(支)局から保険医療機関等に指導を行う予定であることから、8月10日までに審査支払機関から確実に複数回勧奨を行い、勧奨状況を記録して地方厚生(支)局に引き継げるようすること。

4 都道府県ごとに開催する連絡会議

地方厚生(支)局において、上記1により更新されたリストをもとに、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い地方厚生(支)局が行う指導に当たって当面必要な取組について」(平成21年6月18日保総発第0618002号、保医発第0618003号)の記の2(3)に示した、支払基金及び国保連との都道府県ごとの連絡会議を開催することとしており、未開催の都道府県を管轄する地方厚生(支)局に対しては、当方より速やかな開催を依頼しているところであるので、当該都道府県の支払基金支部及び国保連においては、会議においてリストの不合や指導方針の確認等、必要な調整を速やかに行うこと。